## 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年5月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250513	株式会社マルイ (法人番号 1380001013870) 代表者遠藤龍彦	福島県いわき市平 豊間字榎町75番地 の1	本社営業所	福島県いわき市平豊間字榎町75番地の1	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項	令和6年9月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、11件の違反が認められた(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業等等。 (2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による書の任政義務違反(安全規則第9条)、(7)運行記録表記録表務違反(安全規則第9条)、(7)運行記録表記録表務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)初任運転者及び高会規則第10条第2項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	8	8
20250519	有限会社宝人 (法人番号 8380002017600) 代表者鈴木 信広	福島県須賀川市畑 田字みどりが丘1番 地17	本社営業所	福島県西白河郡矢吹町 丸の内188-2	輸送施設の使用停 止(139日車)及び文 書警告	第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項	令和6年12月3日及び令和7年1月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、15件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等基位(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「基定規則(以下「安全規則))第3条第4項)、(3)整備市場上、(3)整備市場上、(3)整備市場、(3)等等4項)、(3)整備市場、(3)等等4項)、(3)整備市場、(3)等等4項)、(3)整備市場、(3)等等4項)、(3)整備市場、(3)等等。(3)以下「安全規則第3条の3及び道路運送事業の記載違反等【記載47条)、(5)点檢整備第3条の記載違反等【配存なし】(安全規則第3条の記入等第1項、第2項、第3項)、(7)点呼の記録義第等の記載違反等【保存なし】(安全規則第3条の記載違反等【保存なし】(安全規則第3条の記載違反等【完存なし】(安全規則第3条の記載違反等【完存なし】(安全規則第3条の記載義系の記載。(10)運行記録計による記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)業務の定等規則第9条の5第1項)、(12)運転者等台帳の作成の第第2項(10)運行記録計による記録義務違反(安全規則第8条の指導監督、(10)運転者等台帳の作成の第1項)、(11)運転者等分帳の作成の第1項)、(14)初任運転者に対する規則第10条第1項)、(14)初任運転者に対する連転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(15)初安規則第10条第2項)	14	14

20250520	株式会社ネキストイースト (法人番号 4010601057608) 代表者田中正男	東京都墨田区向島1 丁目32番7号KSビル5 階		青森県青森市浪岡大字 徳才子字山本106番1	輸送施設の使用停止(40日車)		令和6年10月15日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、2件の違反が認められた(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則」第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	4	4
20250527	157	青森県青森市大字 野木字山口164番地 52	本社営業所	青森県青森市大字野木 字山口164番地52	輸送施設の使用停 止(20日車)	法第17条第1項第2 号	令和6年12月17日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、1件の違反が認められた(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)	2	2

<sup>※</sup>事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。